

京都市消防局訓令乙第10号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防職員被服等貸与規程の一部を次のように改正する。

平成24年3月30日

京都市消防局長 長谷川 純

別表消防吏員の項中 「

査 察 腕 章
防 火 運 動 腕 章

」 を削る。

附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

(消防局総務部施設課)